

新監査公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 23 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

文化スポーツ部、環境部、水道局及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和4年4月から令和4年10月末までの期間に執行された財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約事務において、入札手続が適正に実施されているか、また、支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払い漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているかについて重点的に調査を実施した。

(2) 共通事項

ア 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

ウ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施した。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・局の執務室等

(2) 実施日程

令和4年11月11日～令和5年3月23日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

補助金交付決定通知書等への公印の押印を廃止していたもの

(環境部廃棄物対策課)

環境部廃棄物対策課は、所管している「新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金」、「新潟市地域清掃活動費等補助金」及び「新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金」に関する事務において、補助金交付決定通知書や補助金確定通知書など申請者に対して本市が発出する文書への公印（市長印）の押印を、令和4年度から廃止していた。これは、国が令和2年度に実施した行政手続における押印見直しの取組を踏まえ、本市においても実施した押印見直しに併せて、同課が当該補助金に係る交付要綱を改正し、本来必要な公印の押印までも廃止したものである。

そもそも、本市が実施した押印見直しは、市民サービスの向上、行政手続の簡素化などの観点から、住民や事業者から提出される申請等の行政手続について、押印存続の必要性を判

断したうえで原則廃止としたものであり、本市が住民や事業者に対して発出する文書はその対象に含まれていない。そのため、本市の補助金等の交付に関する基本的事項を定めた新潟市補助金等交付規則に規定する様式の見直しにおいても、住民や事業者から提出される申請書等への押印は不要としたものの、本市が住民や事業者に対して発出する補助金等交付決定通知書や補助金等確定通知書等への公印の押印は見直されておらず、押印は必要とされている。

また、新潟市行政文書取扱要綱第23条第1項では、行政文書を施行しようとするときは、庁内文書及び軽易なものを除き、公印を押印しなければならないとされている。当該補助金の交付決定は、交付申請者が補助事業等を目的どおりに遂行する負担を伴う私法上の負担付贈与契約と解され、補助金交付決定通知書は、契約の申込に対する承諾を書面にしたものであり、また、補助金確定通知書は、最終的な契約金額を記載した書面であって、同要綱に定める軽易なものとは到底いえない。

同課は、このような行き過ぎた押印見直しを行った理由として、当該補助金の申請件数が多く、その交付決定や確定に係る事務が職員の負担となっており、その軽減を図るために当該見直しを行ったと弁明している。しかし、それだけでは本来必要な公印の押印を廃止する理由にはなり得ず、関係法令等に則り当該補助金に係る交付要綱を改正し、本市が発出する補助金交付決定通知書等には公印を押印するよう、速やかに是正しなければならない。

なお、職員の負担軽減を図るのであれば、本市では国の動きに合わせ、令和5年度から「新潟市デジタル化基本方針」に基づき、社会情勢の変化に対応したデジタル社会の実現に向けた取組を推進することとしていることから、当該補助金に係る一連の事務についてもデジタル技術を活用することで効率化し、職員の負担軽減を図るとともに住民サービスの向上につながることを望むものである。

【合規性】

○新潟市補助金等交付規則			
別記様式第2号(第7条関係)			
	新	第	号
		年	月
			日
様			
	新潟市長		印
補助金等交付(不交付)決定通知書			

別記様式第 6 号(第 14 条関係)

	新	第	号
	年	月	日
様			
	新潟市長		印
補助金等確定通知書			

○新潟市行政文書取扱要綱

(公印及び契印の押印)

第 23 条 行政文書を施行しようとするときは、公印を押印しなければならない。ただし、庁内文書(本市行政機関相互間及び市長部局内において発送し、又は收受する行政文書をいう。)及び軽易なものについては、公印を省略することができる。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等(総件数 26 件)について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること(7 件)

- ・専決区分誤り
- ・加入金の調定及び徴収誤り

イ 現金取扱事務に関すること(7 件)

- ・不適切なつり銭管理
- ・任意団体における会計規程の未整備

ウ 支出事務に関すること(3 件)

- ・負担金等の支払遅延

エ 契約事務に関すること(4 件)

- ・仕様書の記載内容不備
- ・再委託承認通知漏れ

オ 補助金・負担金の事務に関すること（１件）

- ・補助金額確定前の支出手続

カ 財産管理事務に関すること（４件）

- ・使用料の調定遅延
- ・専決区分誤り